

第 40 回日本神経救急学会学術集会

開催趣意書

会長：堀内 哲吉

(信州大学医学部脳神経外科学教室)

主 催

第 40 回日本神経救急学会学術集会

第 40 回日本神経救急学会学術集会

開催趣意書

内 容

ご挨拶	P.4
企画書	P.5-15
収支予算内訳	P.16
寄付募集要項	P.17
医療機器・医薬品展示開催要項	P.18-19
プログラム抄録集広告掲載要項	P.20-21
共催セミナー開催要項	P.22-23
スポンサードシンポジウム開催要項	P.24-25
学会ホームページへのバナー広告募集要項	P.26
寄付申込書	別添
医療機器・医薬品展示申込書	別添
広告掲載申込書	別添
共催セミナー申込書	別添
スポンサードシンポジウム申込書	別添
学会ホームページへのバナー申込書	別添

ご 挨 拶

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当教室の諸活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこのたび、本理事会よりご指名を賜り、第40回日本神経救急学会学術集会を主催させていただきましたこととなりました。

2026年6月20日（土）、長野県松本市の「まつもと市民芸術館」にて開催を予定しております。

本教室にとりまして、歴史ある本学会を主管させていただけることは誠に光栄に存じます。教室員一同、鋭意準備に努めてまいります。

本学会は、診療科の垣根を越えて神経系救急疾患を持ち寄り、活発な意見交換を通じて知見を深める「学びの場」として、重要な役割を果たしてまいりました。神経救急は、原疾患や病態が極めて多岐にわたることから、治療には広範な知識と経験、そして多職種による連携が不可欠です。

今回の学術集会では、「サステナブルな神経救急」をテーマに掲げました。医師の働き方改革、医療の均てん化や集約化など、神経救急医療の持続可能性に関する課題を、特に地方医療の視点から議論したいと考えております。

特別講演、教育講演、ランチョンセミナー、シンポジウムなどを通じて、最先端の研究成果や実践的知見を共有し、学術的にも実りある場となるよう努めてまいります。

本学会の運営にあたっては、参加費等で賄うのが理想ではございますが、近年の物価高騰も相まって、自己資金や参加費のみでは十分とはいえない状況です。有意義な学術集会の実現のため、皆様のご理解とご支援を賜りたく、ここにお願い申し上げます。

本来であればご挨拶のうえ直接お願い申し上げるべきところ、略儀ながら書中をもちましてお願い申し上げます。

何卒、本学術集会の趣旨をご理解いただき、経費の一部につきましてご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

末筆ながら、貴社ますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

謹白

2025年10月吉日

第40回日本神経救急学会学術集

会長 堀内 哲

信州大学医学部脳神経外科学教室教授



第 40 回日本神経救急学会学術集会 企画書

1.学会の名称

第 40 回日本神経救急学会学術集会

2.開催期日

2026 年 6 月 20 日（土）

3.開催場所

まつもと市民芸術館（<https://www.mpac.jp/>）

〒390-0815 長野県松本市深志 3-10-1

TEL：0263-33-3800

4.会 長

堀内 哲吉（信州大学医学部脳神経外科学教室）

5.参加予定者

約 140 名（招待者含む）

6.計画の概要

(1) 学会の構成(予定)

①特別講演 ②教育講演 ③共催セミナー ④スポンサードシンポジウム
⑤各種シンポジウム ⑥一般演題 ⑦医療機器・書籍展示

(2) テーマ

「サステナブルな神経救急」

(3) 会議の日程

日 時	午前	正午	午後
6 月 19 日（金）			各種委員会
6 月 20 日（土）	特別講演、一般演題 スポンサードシンポジウム 各種シンポジウム 医療機器展示	共催セミナー 医療機器展示	総会 スポンサードシンポジウム 教育講演 共催セミナー 医療機器展示

7.大会事務局

第 40 回日本神経救急学会学術集会 事務局

事務局長：金谷 康平、中村 卓也

信州大学医学部脳神経外科学教室

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1

TEL：0263-37-2690

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

8.運営事務局

第 40 回日本神経救急学会学術集会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

9.寄付金募集要項

①募金の名称：第 40 回日本神経救急学会学術集会

②募金の目的：第 40 回日本神経救急学会学術集会の運営に対する助成のため

③募金目標額：300,000 円

④募金期間：2025 年 9 月～2026 年 7 月末日

⑤寄付金振込方法：

銀行口座：八十二銀行・信州大学前支店（店番421）

口座種別：普通口座

口座番号：992983

口座名義：第40回日本神経救急学会学術集会会長堀内哲吉

(タ'イヨンジ ユツカイニホンシンケイクウキウガ'ツカイガ'クジ' ユツシュウカイカイチョウホリウチテツヨシ)

⑥税法上の扱い：免税措置は特にありません

10.寄付申込書送付先

第 40 回日本神経救急学会学術集会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

11. 日本神経救急学会役員

理事・監事

役職	氏名	所属
理事長	坂本 哲也	公立昭和病院
副理事長	西山 和利	北里大学医学部神経内科
理事（総務担当理事）	三宅 康史	帝京大学医学部高度救命救急センター
理事（総務担当理事）	奥寺 敬	富山大学大学院危機管理医学
理事（渉外担当理事）	永山 正雄	国際医療福祉大学成田病院 脳神経内科学、予防医学
理事（機関誌担当理事）	栗田 浩樹	埼玉医科大学国際医療センター脳卒中外科
理事（ENLS 担当理事）	小畑 仁司	多根総合病院 救急・集中治療/脳神経外科
理事	安心院 康彦	帝京大学 医学部 救急部
理事	畝本 恭子	南町田病院 救急科
理事	黒田 泰弘	香川大学医学部救急災害医学
理事	園生 雅弘	帝京大学医学部神経内科

理事	本多 満	東邦大学医療センター大森病院 救命救急センター
理事	横堀 将司	日本医科大学大学院医学研究科救急医学
理事	下畑 享良	岐阜大学大学院 医学系研究科脳神経内科学分野
理事	竹川 英宏	獨協医科大学病院 脳卒中センター
監事	有賀 徹	独立行政法人 労働者健康安全機構
監事	横田 裕行	日本体育大学大学院保健医療学研究科
監事	木下 浩作	日本大学医学部救急医学系救急集中治療医学分野

評議員

横田 裕行	日本体育大学大学院保健医療学研究科
坂本 哲也	公立昭和病院
有賀 徹	独立行政法人 労働者健康安全機構
三宅 康史	帝京大学医学部高度救命救急センター
奥寺 敬	富山大学大学院 危機管理医学
木下 浩作	日本大学医学部救急医学系救急集中治療医学分野
三木 保	東京医科大学 医療安全管理学
小林 士郎	成田リハビリテーション病院
奥 憲一	奥医院
園生 雅弘	帝京大学医学部神経内科
安藤 哲朗	亀田総合病院 脳神経内科
畝本 恭子	南町田病院 救急科
鈴木 明文	秋田県立脳血管研究センター
永山 正雄	国際医療福祉大学成田病院 脳神経内科学、予防医学
西山 和利	北里大学医学部 神経内科
黒田 泰弘	香川大学医学部救急災害医学
安心院 康彦	帝京大学医学部救急医学
小野 一之	獨協医科大学 救急医学
丸山 路之	済生会横浜市東部病院 脳神経センター
直江 康孝	川口市立医療センター 救命救急センター
今福 一郎	横浜労災病院 神経内科
上坂 義和	虎ノ門病院 神経内科
栗田 浩樹	埼玉医科大学国際医療センター 脳卒中外科
小畑 仁司	多根総合病院 救急・集中治療/脳神経外科
山口 修平	島根県立中央病院
本多 満	東邦大学医療センター大森病院救命救急センター
守谷 俊	自治医科大学附属さいたま医療センター
岩瀬 正顕	関西医科大学附属滝井病院 高度救命救急センター
清水 敬樹	東京都立多摩総合医療センター 救命救急センター
土肥 謙二	昭和大学医学部救急・災害医学
横堀 将司	日本医科大学大学院医学研究科救急医学
池田 尚人	昭和大学江東豊洲病院 脳神経外科
刈部 博	仙台市立病院 脳神経外科
星山 栄成	獨協医科大学 神経内科学
梁 成勲	国際医療福祉大学神経内科
神谷 雄己	虎の門病院 脳神経血管内治療科
中森 知毅	横浜労災病院 神経内科
森本 将史	横浜新都市脳神経外科病院
金子 純也	日本医科大学多摩永山病院 救命救急センター
渥美 生弘	聖隷浜松病院 救命救急センター
佐々木 正弘	秋田県立循環器・脳脊髄センター 脳卒中診療部
中嶋 秀人	日本大学医学内科学系神経内科学分野
幸原 伸夫	神戸市立医療センター中央市民病院 脳神経内科

進藤 克郎	倉敷中央病院 脳神経内科
久保田 有一	東京女子医科大学附属足立医療センター てんかんセンター
若杉 雅浩	富山県立中央病院救命救急センター
長島 久	富山大学 医療安全管理学
藤田 浩二	公立那賀病院 脳神経外科
赤松 直樹	国際医療福祉大学 脳神経内科
平野 照之	杏林大学 脳卒中科
木村 和美	日本医科大学 脳神経内科
薬師寺 祐介	関西医科大学 脳神経内科
下畑 享良	岐阜大学 脳神経内科
渡辺 宏久	藤田医科大学 神経内科
北村 英二	北里大学 脳神経内科
城倉 健	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 脳神経内科
畑中 裕己	帝京大学医学部脳神経内科
朝見 正宏	さいたま赤十字病院 高度救命救急センター
竹川 英宏	獨協医科大学病院 脳卒中センター
伊藤 勝博	弘前大学高度救命救急センター 災害・被ばく医療教育センター
豊田 泉	岐阜県総合医療センター副院長・救命救急センター
堀内 哲吉	信州大学 脳神経外科
末廣 栄一	国際医療福祉大学成田病院 脳神経外科
井口 保之	東京慈恵会医科大学 内科学講座・脳神経内科
上野 祐司	山梨大学 神経内科
新堂 晃大	三重大学 神経病態内科学
藤本 茂	自治医科大学
櫻井 淳	日本大学医学部救急医学系救急集中治療医学分野
須田 智	埼玉医科大学国際医療センター 脳神経内科・脳卒中内科
永田 栄一郎	東海大学医学部内科学系脳神経内科学
長井 篤	島根大学学術研究院医学・看護学系 医学部内科学講座内科学第三
安井 敬三	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院
川上 治	安城更生病院 脳神経内科
小林 俊輔	帝京大学医学部脳神経内科学講座
崎山 快夫	自治医科大学附属さいたま医療センター 脳神経内科

名誉会員

渥美 哲至	あつみ神経内科クリニック
重森 稔	柳川リハビリテーション病院
井上 聖啓	東京慈恵会医科大学名誉教授
小沼 武英	仙台市北部急患診療所
佐藤 章	東京共済病院 救急部・脳神経外科
上田 守三	東邦大学医学部 名誉教授
上津原 甲一	林内科胃腸科病院
山木垂水	京都九条病院
富田 博樹	日本赤十字社
安岡正蔵	安岡整形外科・脳神経外科クリニック
河村 満	昭和大学医学部 名誉教授
清水貴子	聖隷浜松病院神経内科
奥地一夫	香芝生喜病院
北原 孝雄	みどり野リハビリテーション病院脳神経外科
高里 良男	東京医療保健大学
谷崎 義生	老年病研究所附属病院 脳神経外科
平田 幸一	獨協医科大学 神経内科

12. 日本神経救急学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本神経救急学会と称し、英文では Japan Society of Neurological Emergencies & Critical Care (略称 JNE)と表記する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中野区中野二丁目2番3号株式会社へるす出版内に置く。

(目的)

第3条 本法人は、救急医療に十分な理解を示し、神経系の機能不全を来す疾患の各性期に関与する医師を中心に、これらの病態・診断・治療あるいは各種問題に関し考察するとともに、学術集会を開催することにより、医学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)学術集会の開催

(2)神経系にかかわる救急医療と救急・集中治療に関する調査、研究、情報発信

(3)機関誌(Japan Society of Neurological Emergencies & Critical Care)の発行

(4)神経系にかかわる救急医療と救急・集中治療に携わる者の人材育成事業

(5)国内ならびに国外の関係団体との連携および協力活動

(6)前各号に掲げる事業に附帯または必要なその他の事業

(公告方法)

第5条 本法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して行う。

第2章 会員

(会員)

第6条 本法人は、以下の会員によって構成する。

(1)正会員 本法人の目的に賛同し、その目的達成に協力する医師又は研究者であって、所定の入会手続きにより入会した個人

(2)名誉会員 正会員又は正会員であった者の中で、本法人のために特に功労のあつた個人(なお、原則として満65歳以上であることを要する)

(3)賛助会員 本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを行った個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として、本法人に入会を希望する個人又は団体は、理事会が別に定める入会申込書により、定款第52条に規定する定款施工細則(以下「細則」という。)に定める所定の年会費を添えて、入会の申請を行うものとする。

2 名誉会員は、理事会の推薦により、評議員会の承認を得なければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 正会員は催促に定める年会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は催促に定める年会費を支払わなければならない。

3 第1項に定める正会員の会費については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人化」という)第27条に規定する経費とする。

4 名誉会員は会費の支払いを免除とする。

(退会)

第9条 大会を希望する会員は、その旨を本法人に届け出る事によりいつでも任意に退会する事ができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き1ヵ月以上前までに本法人に届け出なければならない。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、総評議員の半数以上であって、かつ総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の評議員会の特別決議(以下「特別決議」という)により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)本定款に違反した場合 (2)本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をした場合

(3)その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合によるほか次のいずれかに該当するに至った場合会員はその資格を喪失する。

(1)正当な理由なく、2 年間会費の納入を怠った場合 (2)総評議員の同意があった場合

(3)個人会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合 (4)団体会員が解散した場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定により会員資格を喪失した場合は、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 本法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既締の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 評議員

(評議員)

第 13 条 本法人の評議員となるには、正会員が在任評議員 1 名の推薦を受け、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認された評議員をもって一般法人法上の社員とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員を「評議員」と表記する。

(評議員の資格の喪失)

第 14 条 評議員は、第 9 条乃至第 11 条の規定により、本法人の会員の資格を喪失した場合は、当該評議員はその資格を喪失する。

2 満 65 歳以上となり、評議員会の承認を経て名誉会員となった者は、承認決議が可決されたときに評議員としての任期が満了するものし、その資格を喪失する。

3 評議員はいつでも任意に、評議員の資権のみの辞任をすることができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1 カ月以上前までに本法人に届出なければならない。

第 4 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 前項の評議員会をもって、一般法人法上の社員総会とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員総会を「評議員会」と表記する。

3 評議員における議決権は、評議員 1 名につき、1 個とする。

4 名誉会員は任意に評議員会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1)定款及び細則の変更 (2)名誉会員の承認 (3)会員の除名 (4)評議員の承認

(5)理事及び監事の選任又は解任 (6)学術集会会長の承認

(7)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(8)解散及び残余財産の処分 (9)合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(10)その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(種類)

第 17 条 本法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に開催する。臨時評議員会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2)総評議員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第18条 評議員会は、理事会決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、講条第2項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時評議員会の招集通知を発しなければならない。

3 評議員会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各評議員に対して通知を発しなければならない。

4 評議員会は、その評議員会において議決権を行使することができる評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

第19条 評議員会は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員の出席(書面議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。)がなければ、議事を行い、議決することができない。

2 やむをえない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の評議員を代理人として議決を委任することができる。

3 前項の場合、その評議員は出席したものとみなす。

4 評議員会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席評議員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議長)

第20条 評議員会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該評議員会において選任された他の理事がこれを行う。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員及び役職)

第22条 本法人には、次の役員を置く。

(1)理事 6 人以上 15 名以内 (2)監事 3 名以内

2 理事の中から理事長1名、副理事長1名を選定し、理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって、一般法人法上第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 本法人の理事の中から、理事会の決議により、次の役職を置くことができる。

(1)総務担当理事2名 (2)渉外担当理事1名 (3)機関誌編集理事1名

(選任等)

第23条 理事及び監事は、法令の規定に基づき、本法人の評議員の中から、評議員会の決議によって選任する。ただし、必要に応じて評議員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長及び副理事長は、法令の規定に基づき、理事会において選定する。

3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事及び役職理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、本法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4 総務担当理事は、理事長及び第 29 条に規定する学術集会会長を補佐し、業務を執行する。また、本法人の会計を担う。

5 渉外担当理事は、主に国内ならびに国外の関係団体との連携を担う。

6 機関誌編集理事は、機関誌編集委員会を組織し、その委員長として本法人の事業である機関誌の発行業務を担う。また、機関誌編集委員会の組成にあたり、編集委員を指名する権限を有する。

(監事の職務。権限)

第 25 条 監事は、次の職務を行う。

(1)理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2)本法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3)評議員会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5)前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6)理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。

(7)理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 27 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(学術集会会長)

第 29 条 本法人には、本法人の業務である学術集会を主宰する者として、学術集会会長 1 名を置く。なお、第 4 項の規定により、任期満了となった前任の学術集会会長を「前理学術集会会長」、現学術集会会長の次期に学術集会を主宰する者を「次期学術集会会長」と称する。

2 学術集会会長は、評議員の中から選任するものとし、理事会の決議を経て、理事長が推薦し、評議員会の承認を要する。

3 学術集会会長は、学術集会を主宰する。

4 学術集会会長の任期は、前学術集会の終了時から自身の主宰する学術集会の終了時までとする。

5 学術集会会長は、学術集会を円滑に運営するため、学術集会の演題やスケジュール、日程調整などを行う機関として、プログラム

委員会を組織することができる。

6 前項のプログラム委員会は、学術集會会長、前期学術集會会長、次期学術集會会長、機関誌編集理事、総務担当理事、渉外担当理事で構成する。また、学術集會会長は、評議員の中からプログラム編集委員を若干名指名し、委員会に加えることができる。

第6章 理事会

(種類)

第30条 本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催(ただし、4か月を超える間隔で開催)する。

3 前項の通常理事会において、理事長及び副理事長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4)第25条第1項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第4項第3号により理事が招集する場合及び前条第4項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第4項第3号による場合は、理事が、前条第4項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第4項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議方法)

第32条 理事会の議長は、理事長が行う。ただし理事長に事故あるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。

2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。

3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した理事長並びに出席した監事は、これに署名又は記落押印しなければならない。

第7章 会員総会

(会員総会)

第36条 会員総会は、毎年1回開催し、第6条に定める会員によって構成する。

2 会員総会は、理事長が招集し、学術集會会長が議長となる。

3 理事長は次の事項を会員総会に報告しなければならない。

(1)事業計画及び収支予算 (2)事業報告及び収支決算 (3)その他、理事会が必要と認めた事項
(学術集会)

第8章 学術集会

第37条 学術集会は、学術集会会長の主宰のもと、年1回以上開催する。

第9章 事務局

(設置等)

第38条 本法人の事務を処理するため、理事会の決議により事務局を設置することができる。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 総務担当理事のうち1名が事務局長となり事務局を運営する。事務局長は、総務担当理事のから、理事会の決議により、選定する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第39条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第40条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の級と出者に紐する返還は、返還する基金の総額について定時評議員会における決議を経た後、理事会の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第42条 基金の返還を行うため返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとしこれを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第43条 基金の返還に係る賃権には、利息を付することができない。

第11章 計算

(事業年度)

第44条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会及び会員総会に報告するものとする。

2 予算が成立していない期間については、理事会の決議により、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を構成し、収入を得又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第46条 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時評議員会に提出し、3の書類についてはその内容を報告し、2及び4の各書類については承認を求めなければならない。

(1)貸借対照表 (2)損益計算書(正味財産増減計算書) (3)事業報告書 (4)附属明細書

(余剰金の処分制限)

第47条 本法人は、会員、評議員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第12章 定款等変更、合併及び解散等

(定款等変更)

第48条 本定款及び細則を変更するには、評議員会の決議によらなければならない。

(合併等)

第 49 条 本法人は、評議員会の特別決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 50 条 本法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号に規定する事由によるほか、評議員会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 51 条 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、各評議員及び会員に分配しない。

2 前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

第 13 章 雑 則

(定款施行細則)

第 52 条 本定款の施行及び本法人の運営に関して必要な事項は、評議員会の決議により定款施行細則として別に定める。

(定款等に定めのない事項)

第 53 条 本定款及び細則に定めのない事項については、すべて一般社団法人及びその他法令

【日本神経救急学会とは】

日本神経救急学会は、主に関東地区の若手の神経系の救急疾患の勉強会としてスタートし、1992 年より年 2 回のペースで開催され、1996 年の第 10 回以降、年一回の開催となり現在に至っています。会の趣旨は、診療科にこだわらずに神経系の救急症例を持ち寄って意見を交換し「勉強会」をすることにあります。

13.日本製薬工業協会の透明性ガイドラインについて

本学会は、日本製薬工業協会が示す「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づき、「貴社と医療機関及び医療関係者との関係の透明性に関する指針」に従い、学会等の会合開催にかかる費用を「学会名」「共催セミナー名」の通りに、貴社のウェブサイト上に公開することに同意します。

第 40 回日本神経救急学会学術集会 収支予算内訳

収入の部

項目	金額	備考
1. 学会参加登録費（有料）	¥1,000,000	医師・企業：¥10,000×100名
	¥90,000	コメディカル：¥3,000×30名
2. 広告掲載料	¥836,000	表2：¥132,000、表3：¥110,000、表4：¥165,000、 1頁：¥88,000×3口、半頁：¥55,000×3口
3. 機器展示出展料	¥440,000	¥110,000×4小間
4. 共催セミナー共催金	¥3,300,000	ランチョン：¥1,650,000×1枠、¥1,100,000×1枠 アフタヌーン：¥550,000×1枠
5. スポンサーシップシンポジウム共催金	¥1,100,000	¥550,000×2枠
6. 学会ホームページバナー広告掲載費	¥165,000	¥55,000×3口
7. 信和会助成金	¥100,000	
8. 松本市開催助成金	¥50,000	
9. 寄付金	¥300,000	
合 計	¥7,381,000	

支出の部

項目	金額	備考
【事前準備費】	¥1,300,000	人件費：@50,000×10ヶ月
1. 事務局経費		連絡通信費：@300,000 ホームページ作成管理費：@300,000 消耗品・雑費：@200,000
2. 印刷関係費	¥1,351,000	プログラム抄集：@2,200×400部 ポスター：@300×200枚 角2封筒：@40×500部 長3封筒：@100×300部 レターヘッド：@150×300枚 ネームカード：@200×300枚 ネームホルダー：@200×300部
3. 発送費	¥300,000	事前作成物発送費他
小計①	¥2,951,000	
【招聘費用】		
4. 招待者旅費、宿泊費	¥300,000 ¥400,000	旅費・謝金関係 @20,000×20名×1泊、依頼演者、座長等
小計②	¥700,000	
【当日学会運営費】		
5. 会場借料	¥1,000,000	口演2会場、展示、本部、控室、委員会部屋等
6. 会場設営・運営費		
①映像機材・PC等関係費	¥1,000,000	各種映像機材、PC受付関係機材
②看板作製費	¥300,000	会場表示板・誘導板等
③展示小間費	¥300,000	展示基礎小間作成等
④当日スタッフ人件費	¥500,000	会場ディレクター、オペレーター、受付、進行、照明他
⑤会場設営、搬出入費	¥200,000	会場設営×2会場、運搬費
⑥営業管理費	¥230,000	
小計③	¥3,530,000	
【事後処理費】		
7. 事後処理関係費	¥200,000	会計関係：@100,000 礼状作成・発送費：@100,000
小計④	¥200,000	
合 計（小計①+②+③+④）	¥7,381,000	

第 40 回日本神経救急学会学術集会 寄付募集要項

- 1.募金の名称：第 40 回日本神経救急学会学術集会
- 2.募集期間：2025 年 9 月～2026 年 7 月末日
- 3.寄付の目標金額：300,000 円
- 4.寄付の目的：第 40 回日本神経救急学会学術集会の運営に対する助成のため。
- 5.お申込先：本趣旨にご賛同いただけます場合は別紙の寄付申込書にご記入の上下記までご送付願います。

第 40 回日本神経救急学会学術集会 運営事務局
株式会社ドゥ・コンベンション
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階
TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117
E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp
担当：東峰 竜太 古井 芳枝

- 6.お問合せ先：
第 40 回日本神経救急学会学術集会 事務局
事務局長：金谷 康平、中村 卓也
信州大学医学部脳神経外科学教室
〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1
TEL：0263-37-2690
E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

- 7.寄付金のお支払い：
銀行口座：八十二銀行・信州大学前支店（店番421）
口座種別：普通口座
口座番号：992983
口座名義：第40回日本神経救急学会学術集会会長堀内哲吉
(タ イヨンジ ャツカイニホンシンケイキウキョウカ ツカイガ クジ ャツシュウカイカイチョウホリウチテツヨシ)

※税法上の扱い：免税措置は特にありません

第 40 回日本神経救急学会学術集会 医療機器・医薬品開催要項

- 1.会 期：2026 年 6 月 20 日（土）
- 2.展示会場：まつもと市民芸術館（<https://www.mpac.jp/>）
〒390-0815 長野県松本市深志 3-10-1
TEL：0263-33-3800
- 3.出展対象：医療機器 ・ 検査機器 ・ 医薬品 ・ 医療情報機器、システム等
- 4.募集小間数：4 小間（予定）
- 5.搬 入：2026 年 6 月 19 日(金)15：00～17：00 （予定）
- 6.展 示：2026 年 6 月 20 日(土)09：00～15：00 （予定）
- 7.搬 出：2026 年 6 月 20 日(土)15：00～16：00 （予定）

8.出展料金：

形態	単位	1 小間サイズ	小間単価（税込）
基礎小間・スペース	1 小間から	W1.8m×D0.9m×H2.1m	¥110,000

※スペース小間でお申し込みの場合はご相談下さい。

- 出展料金に含まれるもの：バックパネル
- 出展料金に含まれないもの：（必要に応じて別途ご負担して頂く物）
スポットライト、コンセント、使用電気、白布、展示台、電気工事費等

※ 展示台は、会場備品の机で代用出来る場合は無料で貸出し致します。

※ その他、上記に記載ないものにつきましては、別途お問合せ下さい。

9.出展料のお支払い：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れて下さい。

銀行口座：八十二銀行・信州大学前支店（店番421）

口座種別：普通口座

口座番号：992983

口座名義：第40回日本神経救急学会学術集会会長堀内哲吉

（タ イヨシ ャツカイニホシンケイキウキウガ ャツカイ クシ ャツシュウカイイチャウホリウチテツシ）

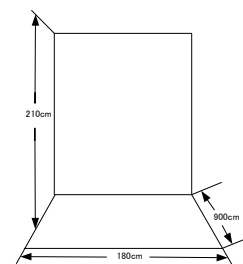
10.基礎小間：基礎小間は右下図の仕様(バックパネル(システムパネル))です。

尚、特装をされる場合は各社でお願い致します。

※水、プロパンガス、圧縮空気の使用は禁止します。

※装飾物、展示物の高さは、2.1m まで。

床面への直接工作 (ガムテープ、アソカー等)も禁止します。



11.出展者へのご案内：出展者説明会はありません。開催の2週間前までに小間割、搬入出、装飾、管理、各種手配物などについて詳細をご連絡します。

12.会場の管理：会場及び出展物の保全については、最善の保護と管理にあたりますが、天災その他の不可抗力による事故、盗難、紛失、及び小間内における人的災害の発生については責任を負いません。

13.会場・会期・開場時間の変更：

やむを得ない事情により会場、会期及び開場時間を変更する場合があります。
この変更を理由として出展申込みを取り消すことは出来ません。
また、これによって生じた損害は補償しません。

14.本会議への参加資格について：

出展者に対しては第40回日本神経救急学会学術集会の講演会場及び関連プログラムへの参加資格はありません。展示会場内への出展者の入場制限はありません。

15.お問合せ・お申込先：

第40回日本神経救急学会学術集会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

※2026 年 4 月 17 日(金)までに別紙申込書を FAX 下さいますようお願い申し上げます。

第 40 回日本神経救急学会学術集会 プログラム抄録集広告掲載要項

1. 広 告 媒 体 名：第 40 回日本神経救急学会学術集会プログラム抄録集

2. 配 布 対 象：学会会員および参加者

3. 発行部数（版型）：500 部（A4 サイズ）

4. 媒体作成費：880,000 円

5. 広告料総額：836,000 円

6. 広告掲載料・募集数：※カラー希望の場合は、ご相談下さい。

掲載場所	金額（モノクロ）（税込）	募集数
表 4（裏表紙）	165,000 円	募集数 1 口
表 2（表紙 裏）	132,000 円	募集数 1 口
表 3（裏表紙 裏）	110,000 円	募集数 1 口
後付 1 頁	88,000 円	募集数 3 口
後付 1/2 頁	55,000 円	募集数 3 口

7. 広 告 原 稿：紙焼原稿またはフィルム、電子データでお願いいたします。

【データ入稿の場合の諸注意】

A) 使用 OS を明記して下さい。（Mac もしくは Win（バージョン含む））

B) 作成アプリケーションを明記して下さい。下記アプリケーションで作成されたデータが対応可能です。

※Adobe Illustrator 8.0、9.0、10.0/Adobe Photoshop 5.5、6.0、7.0（TIFF、EPS）

C) 必ず出力見本を同封して下さい。

D) Adobe Illustrator の場合はアウトライン処理をして下さい。

E) 編集を要しないデータで入稿して下さい。編集を要する原稿でお預かりする場合は、指示内容により、実費相当額をご請求する場合がありますので予めご了承下さい。

8.広告料のお支払い：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れて下さい。

銀行口座：八十二銀行・信州大学前支店（店番421）

口座種別：普通口座

口座番号：992983

口座名義：第40回日本神経救急学会学術集会会長堀内哲吉

(ﾀﾞｲﾔﾈｼﾞ ﾕｯｶｲﾆﾎﾝｼﾝｹｲｷｭｳｷｭｶﾞ ﾕｯｶｲｶﾞ ｸｼﾞ ﾕｯｼｭｳｶｲｲﾁｮｳﾎﾘｳﾁﾔﾅｼ)

9.お問合せ先：

第 40 回日本神経救急学会学術集会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

10.お申込み・広告送付先：

第 40 回日本神経救急学会学術集会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

※広告原稿はお申し込み後ご準備出来次第送付願います。

11.送 付 日：2026 年 4 月 20 日（月）まで。

12.発 行 日：2026 年 5 月下旬予定。

※2026 年 4 月 17 日(金)までに別紙申込書を FAX 下さいますようお願い申し上げます。

第 40 回日本神経救急学会学術集会 共催セミナー開催要項

1.会議の名称：第 40 回日本神経救急学会学術集会

2.会 長：堀内 哲吉（信州大学医学部脳神経外科学教室）

3.会 場：まつもと市民芸術館（<https://www.mpac.jp/>）
〒390-0815 長野県松本市深志 3-10-1
TEL：0263-33-3800

4.時 間：ランチョンセミナー 12：00～13：00（予定・10～20 分程度前後する場合有）
アフタヌーンセミナー 14：00～15：00（予定・10～20 分程度前後する場合有）

5.日程・募集枠・会場規模（予定）、共催金

日程	共催セミナー	予定会場（会場名）	階数	収容人数 （予定）	共催金(税込)
6/20 (土)	ランチョンセミナー1	A 会場（小ホール）	2 階	約 240 名	1,650,000 円
	ランチョンセミナー2	B 会場（スタジオ 2）	4 階	約 60 名	1,100,000 円
	アフタヌーンセミナー1	B 会場（スタジオ 2）	4 階	約 60 名	550,000 円

6.セミナーテーマ、演者、座長の選定について：

貴社ご希望とご相談の上、学会テーマに沿うよう、又企業間で重複がないよう学会事務局で調整させていただく場合があります。

7.共催について：第 40 回日本神経救急学会学術集会と協賛企業との共催とさせていただきます。

8.会場・会期・開場時間の変更：

やむを得ない事情により開催中止、会場、会期及び開場時間を変更する場合があります。
この変更を理由として出展申込みを取り消すことは出来ません。
また、これによって生じた損害は補償しません。

9.共催金（含まれるもの）について：

- ①会場費（口演会場）
- ②学会で使用する映像、音響、照明機材
（PC プロジェクター、PC オペレーター、スクリーン、マイク等）

10.共催負担金に含まれていないもの（別途ご負担いただく内容）：

- ①ランチョンセミナー中の参加者用お弁当費、飲物費※
(※アフタヌーンセミナーにて軽食等提供する場合は、掛かる費用を共催企業様にて別途ご負担頂きます。)
- ②控室室料
- ③座長・演者への交通、宿泊の手配及び費用、謝礼（各社に一任致します）
- ④看板、チラシ作製費
- ⑤録画・録音などの追加機材費
- ⑥運営スタッフ人件費（照明・進行アナウンス・弁当配布などの補助スタッフ）
- ⑦講師控室での機材費、料飲費等

11.共催金のお支払い：下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れてお申し込み下さい。

銀行口座：八十二銀行・信州大学前支店（店番421）

口座種別：普通口座

口座番号：992983

口座名義：第40回日本神経救急学会学術集会会長堀内哲吉

(タ イヨンジ ユツカイニホンシンケイキウキウガ ッカイガ クジ ユツシュウカイイチャウホリウチテツヨシ)

12.案内状チラシについて：

学会当日、参加受付付近にデスクを設置しますので配布を希望される場合は学会当日の朝までにご準備ください。

13.お問合せ先：

第 40 回日本神経救急学会学術集会 事務局

事務局長：金谷 康平、中村 卓也

信州大学医学部脳神経外科学教室

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1

TEL：0263-37-2690

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

14 お申込み先：

第 40 回日本神経救急学会学術集会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

※2026 年 3 月 20 日(金)までに別紙申込書を FAX 下さいますようお願い申し上げます。

第 40 回日本神経救急学会学術集会 スポンサードシンポジウム開催要項

1.会議の名称：第 40 回日本神経救急学会学術集会

2.会 長：堀内 哲吉（信州大学医学部脳神経外科学教室）

3.日 時：2026 年 6 月 20 日（土）午前または午後の時間帯 2 枠
※開催時間未定でございます。

4.会 場：まつもと市民芸術館（<https://www.mpac.jp/>）
〒390-0815 長野県松本市深志 3-10-1
TEL：0263-33-3800

5.日程・会場（予定）、共催金

日程	セッション	予定会場（会場名）	階数	収容人数 （予定）	共催金（税込）
6/20 （土） 午前／午後	スポンサード シンポジウム 1	A 会場（小ホール）	2 階	約 240 名	550,000 円
	スポンサード シンポジウム 2	B 会場（スタジオ 2）	4 階	約 60 名	550,000 円

6.セミナーテーマ、演者、座長の選定について：

貴社ご希望とご相談の上、学会テーマに沿うよう、又企業間で重複がないよう学会事務局で調整させていただく場合があります。

7.共催について：第 40 回日本神経救急学会学術集会と協賛企業との共催とさせていただきます。

8.会場・会期・開場時間の変更：

やむを得ない事情により開催中止、会場、会期及び開場時間を変更する場合があります。
この変更を理由として出展申込みを取り消すことは出来ません。
また、これによって生じた損害は補償しません。

9.共催金（含まれるもの）について：

- ①会場費（口演会場）
- ②学会で使用する映像、音響、照明機材
（PC プロジェクター、PC オペレーター、スクリーン、マイク等）

10.共催負担金に含まれていないもの（別途ご負担いただく内容）：

- ①座長・演者への交通、宿泊の手配及び費用、謝礼（各社に一任致します）
- ②看板、チラシ作製費（ご希望の場合）
- ③録画・録音などの追加機材費（ご希望の場合）
- ④運営スタッフ人件費（照明・進行・アナウンス等）（必要な場合）

11.共催金のお支払い：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れてお申し込み下さい。

銀行口座：八十二銀行・信州大学前支店（店番421）

口座種別：普通口座

口座番号：992983

口座名義：第40回日本神経救急学会学術集会会長堀内哲吉

(タ イヨンジ ユツカイニホンシネイクウキウガ ッカイガ クジ ユツシュウカイイチャウホリウチテツヨシ)

12.案内状チラシについて：

学会当日、参加受付付近にデスクを設置しますので配布を希望される場合は学会当日の朝までにご準備ください。

13.お問合せ先：

第 40 回日本神経救急学会学術集会 事務局

事務局長：金谷 康平、中村 卓也

信州大学医学部脳神経外科学教室

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1

TEL：0263-37-2690

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

14.お申込み先：

第 40 回日本神経救急学会学術集会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117

E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp

担当：東峰 竜太 古井 芳枝

※2026 年 3 月 20 日(金)までに別紙申込書を FAX 下さいますようお願い申し上げます。

第 40 回日本神経救急学会学術集会 学会ホームページへのバナー広告募集要項

1. 広告掲載媒体：第 40 回日本神経救急学会学術集会ホームページ
2. 掲載期間：お申込頂いた後バナーデータ送付から 2026 年 7 月末まで（予定）
3. 掲載場所：第 40 回日本神経救急学会学術集会ホームページ内。
※会長に一任下さいますようお願い申し上げます。
4. 募 集 数：3 社
5. 広告仕様：バナー広告データは貴社でご準備下さい。以下の仕様を満たすようにご留意下さい。
 - ・ データ形式 GIF 形式もしくは JPEG 形式
 - ・ サイズ 200 pixel x 70 pixel （多少変わる場合もございます）
 - ・ 画像解像度 72 pixel / inch
6. 掲 載 料：55,000 円（税込・1 バナーあたり）
7. 画像送付方法：画像データは E メールにてお送り下さい。
8. お申込み・画像送付先：
第 40 回日本神経救急学会学術集会 運営事務局
株式会社ドウ・コンベンション
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階
TEL：03-5289-7717 FAX：03-5289-8117
E-mail：jne2026-office@umin.ac.jp
担当：東峰 竜太 古井 芳枝
9. 掲載料のお支払い：
銀行口座：八十二銀行・信州大学前支店（店番421）
口座種別：普通口座
口座番号：992983
口座名義：第40回日本神経救急学会学術集会会長堀内哲吉
(タ イオンジ ャツカイニホンシンケイキュウキウガ ッカイガ クジ ャツシュウカイイチャウホリウチテツヨシ)

※2026年5月22日(金)までに別紙申込書をFAX下さいますようお願い申し上げます。